

[自己負担限度額一覧表]

所得区分		区分	証の提示	自己負担限度額(1月当たり)	特記事項の記載
70歳未満	上位所得		国民健康保険被保険者証 国民健康保険限度額適用認定証「適用区分ア」	252,600円+(医療費-842,000円)×1% ＜多数回該当140,100円＞	26区ア
			国民健康保険被保険者証 国民健康保険限度額適用認定証「適用区分イ」	167,400円+(医療費-558,000円)×1% ＜多数回該当93,000円＞	27区イ
	一般		国民健康保険被保険者証 国民健康保険限度額適用認定証「適用区分ウ」	80,100円+(医療費-267,000円)×1% ＜多数回該当44,400円＞	28区ウ
			国民健康保険被保険者証 国民健康保険限度額適用認定証「適用区分エ」	57,600円 ＜多数回該当44,400円＞	29区エ
	低所得		国民健康保険被保険者証 国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証「適用区分オ」	35,400円 ＜多数回該当 24,600円＞	30区オ
前期高齢者 70歳～74歳	現役並み所得	Ⅲ	国民健康保険高齢受給者証「3割」	252,600円+(医療費-842,000円)×1% ＜多数回該当140,100円＞	26区ア
		Ⅱ	国民健康保険高齢受給者証「3割」 国民健康保険限度額適用認定証「適用区分 現役並みⅡ」	167,400円+(医療費-558,000円)×1% ＜多数回該当93,000円＞	27区イ
		Ⅰ	国民健康保険高齢受給者証「3割」 国民健康保険限度額適用認定証「適用区分 現役並みⅠ」	80,100円+(医療費-267,000円)×1% ＜多数回該当44,400円＞	28区ウ
	一般所得		国民健康保険高齢受給者証「2割」	18,000円	29区エ
	低所得Ⅱ		国民健康保険高齢受給者証「2割」 国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証「適用区分Ⅱ」	8,000円	30区オ
	低所得Ⅰ		国民健康保険高齢受給者証「2割」 国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証「適用区分Ⅰ」	8,000円	30区オ
後期高齢者 75歳以上	現役並み所得	Ⅲ	後期高齢者医療被保険者証「3割」	252,600円+(医療費-842,000円)×1% ＜多数回該当140,100円＞	26区ア
		Ⅱ	後期高齢者医療被保険者証「3割」 後期高齢者医療限度額適用認定証「適用区分 現役並みⅡ」	167,400円+(医療費-558,000円)×1% ＜多数回該当93,000円＞	27区イ
		Ⅰ	後期高齢者医療被保険者証「3割」 後期高齢者医療限度額適用認定証「適用区分 現役並みⅠ」	80,100円+(医療費-267,000円)×1% ＜多数回該当44,400円＞	28区ウ
	一般所得Ⅱ		後期高齢者医療被保険者証「2割」	18,000円	41区力
	一般所得Ⅰ		後期高齢者医療被保険者証「1割」	18,000円	42区キ
	低所得Ⅱ		後期高齢者医療被保険者証「1割」 後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証「適用区分Ⅱ」	8,000円	30区オ
	低所得Ⅰ		後期高齢者医療被保険者証「1割」 後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証「適用区分Ⅰ」	8,000円	30区オ